

発行 川越市議会 編集 川越市議会事務局 電話 049-224-8811 (内線3621~3623)

平成18年  
**9 月**  
定例会から

## 市職員の公金横領事件の解明等に関する

## 調査特別委員会を設置

― 仮称高階地区公共施設新築工事請負契約などを可決 ―

平成十八年川越市議会第四回定例会は、九月一日開会され、会期は二十五日間で、四十一件の案件を審議し、九月二十五日閉会いたしました。

## 条例

川越市良好な環境の保全に関する基本条例など

十一件を可決



川越小学校壁面緑化

▽ 川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて ― 原案可決 ―

▽ 川越市立みよしの授産学園条例及び川越市職業センター条例の一部を改正する条例を定めることについて ― 原案可決 ―

▽ 川越市立みよしの授産学園条例及び川越市職業センター条例の一部を改正する条例を定めることについて ― 原案可決 ―

改正の内容は、次のとおりです。  
川越市職員の勤務時間、休日

及び休暇に関する条例については、身体障害者療護施設等の障害者を支援する施設が障害者支援施設に移行することに伴い、規定の整備をしたものです。

川越市立みよしの授産学園条例及び川越市職業センター条例については、施設の設置、利用者の範囲等の根拠法令等について規定の整備をしたものです。

▽ 川越市水防団条例の一部を改正する条例を定めることについて ― 原案可決 ―

川越市消防団の人員配置に合わせるため、本条例の一部を改正する

川越市消防団の人員配置に合わせるため、本条例の一部を改正する

正したものです。

改正の内容は、川越市消防団本部の人員配置に合わせて、川越市水防団本部の組織編成について改正したものです。



平成18年川越市水防演習

▽ 非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて ― 原案可決 ―

消防組織法の一部改正等により、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、消防組織法の引用条項を改め、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律並びに障害者自立支援法の施行により規定を整備したものです。

▽ 川越市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて ― 原案可決 ―

出産育児一時金の額を引き上

けるため、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、平成十八年十月一日から出産育児一時金の額を三十万円から三十五万円に増額したものです。

### ▽ 川越市総合福祉センター条例の一部を改正する条例を定めることについて

— 原案可決 —

身体障害者福祉法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、身体障害者福祉法の引用条項を改めたものです。



川越市総合福祉センター

### 一部を改正する条例を定めることについて

— 原案可決 —

児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したものです。改正の内容は、次のとおりです。

川越市立あけぼの児童園設置及び管理条例については、入園資格者については、これまではすべて県による措置であったものから、児童福祉法の規定による施設受給者証の交付を受けている保護者の当該受給者証に記載されている児童及び同法に規定された措置を認めた児童に改めたものです。また、これまでは費用徴収額を県が徴収していたが、同法の改正により、利用者としてあけぼの児童園との契約となり、利用者負担の支払いが生じるため、使用料について定めたものです。



川越市立あけぼの児童園

川越市旅館業法施行条例については、児童福祉法の引用条項を改めたものです。

### ▽ 川越市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

— 原案可決 —

支給対象者の見直し等を行うため、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、児童福祉法の一部改正に伴い、従来公費で医療費が賄われていた児童福祉施設入所者についても、今後は一部負担金が発生するため、子ども医療費の支給対象とするための所要の改正をしたものです。

また、同一の医療費について、他の市町村が実施する医療費の助成事業による給付を受けることができる者を、子ども医療費の支給対象としないための所要の改正をするともに、健康保険法の一部改正に伴う規定の整備をしたものです。

### ▽ 川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

— 原案可決 —

改正の内容は、児童福祉法の一部改正に伴い、従来公費で医療費が賄われていた障害児施設入所者についても、今後は一部負担金が発生するため、重度心身障害者医療費の支給対象とするための所要の改正をするともに、健康保険法の一部改正に伴う規定の整備をしたものです。

### ▽ 川越市立あけぼの児童園設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて

— 原案可決 —

児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したものです。改正の内容は、児童福祉法の一部改正に伴い、従来公費で医療費が賄われていた障害児施設入所者についても、今後は一部負担金が発生するため、重度心身障害者医療費の支給対象とするための所要の改正をするともに、健康保険法の一部改正に伴う規定の整備をしたものです。

また、同一の医療費について、他の市町村が実施する医療費の助成事業による給付を受けることができる者を、子ども医療費の支給対象としないための所要の改正をするともに、健康保険法の一部改正に伴う規定の整備をしたものです。

また、同一の医療費について、他の市町村が実施する医療費の助成事業による給付を受けることができる者を、子ども医療費の支給対象としないための所要の改正をするともに、健康保険法の一部改正に伴う規定の整備をしたものです。

また、同一の医療費について、他の市町村が実施する医療費の助成事業による給付を受けることができる者を、子ども医療費の支給対象としないための所要の改正をするともに、健康保険法の一部改正に伴う規定の整備をしたものです。

るための所要の改正をしたものです。また、他の制度等により医療費の給付を受けることができる者を、重度心身障害者医療費の支給対象としないための所要の改正をするともに、障害者自立支援法の施行に伴う規定の整備をしたものです。

### ▽ 川越市良好な環境の保全に関する基本条例を定めることについて

— 原案可決 —

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、本条例を制定したものです。

主な内容は、本市における環境の保全について、基本理念並びに市、市民、事業者等の責務及び施策の基本方針等を定めたものです。

## 工事請負契約

### 仮称高階地区公共施設新築工事請負契約

#### など三件を可決

### ▽ 仮称高階地区公共施設新築工事請負契約について

— 原案可決 —

建物構造は、鉄筋コンクリート造二階建て、延べ床面積四千四百四十二・五三㎡です。請負契約の内容はそれぞれ次のとおりです。

### ▽ 仮称高階地区公共施設新築電気設備工事請負契約について

— 原案可決 —

仮称高階地区公共施設新築工事請負契約について

仮称高階地区公共施設新築工事請負契約について

仮称高階地区公共施設新築工事請負契約について

## 議事のあらまし

### ▼ 第一日（九月一日）会期を二十五日間と決定。継続審査となっていた案件について、委員長報告が行われ、審議の結果、地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる諸問題については、さらに継続審査と決定。次に報告事項一件の報告を受けた後、市が出資している法人の経営状況を説明する書類の提出があり、続いて提出案三十三件について提案理由の説明を実施。

▼ 第二日（九月二日）から第四日（九月四日）まで本会議休会。

▼ 第五日（九月五日）提出案に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。平成十七年度一般・特別会計決算十一件、平成十七年度水道事業会計決算及び平成十七年度公共下水道事業会計決算については、平成十七年度決算特別委員会を設置し、その審査を付託。

▼ 第六日（九月六日）本会議休会。

▼ 第七日（九月七日）本会議休会。議会運営委員会開催。

▼ 第八日（九月八日）通告順により一般質問を実施。

▼ 第九日（九月九日）及び第十日（九月十日）本会議休会。

○ 仮称高階地区公共施設新築電

一、契約の方法  
指名競争入札

二、契約の金額  
八億五百三十五万円

三、契約の相手方  
沢建・三光・横田特別共同企業体

四、工期  
本契約締結の日から平成十九年十一月十六日まで



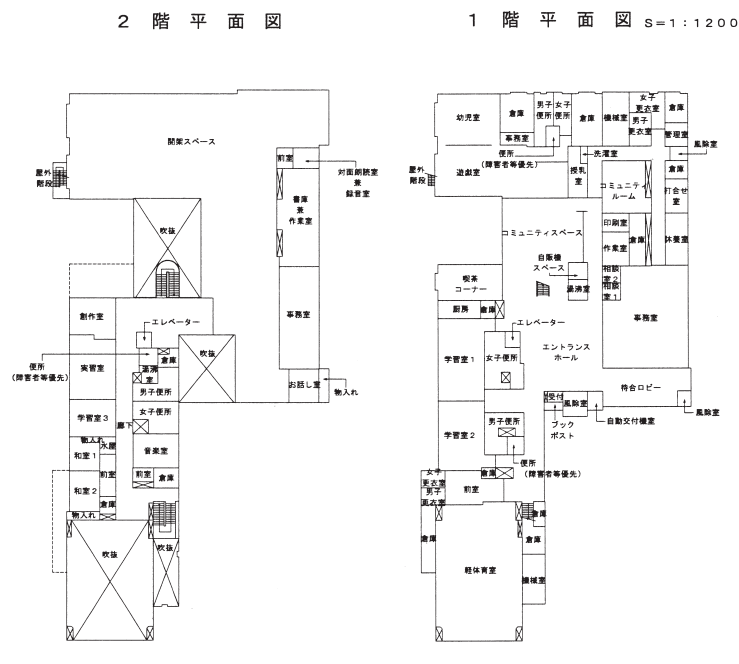
仮称高階地区公共施設完成予想図

- 気設備工事請負契約
- 一、契約の方法  
指名競争入札
  - 二、契約の金額  
一億七千九百五十五万円
  - 三、契約の相手方  
関根・フジヤ電気特別共同企業体
  - 四、工期  
本契約締結の日から平成十九年十二月十四日まで

今定例会には、一般会計補正予算一件、特別会計補正予算四件が提案され、原案どおり可決されました。

これにより、平成十八年度本市予算の総額は、一般会計八百

## 補正予算五件を可決



- 〇仮称高階地区公共施設新築空
- 一、契約の方法  
指名競争入札
  - 二、契約の金額  
二億二千五十万円
  - 三、契約の相手方  
埴設・石井特別共同企業体
  - 四、工期  
本契約締結の日から平成十九年十二月十四日まで



郊外型駐車場予定地一部（城下町地内）

▽平成十八年度川越市一般会計補正予算（第一号）  
― 原案可決 ―

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ十四億一千七百六十三万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八百九十億四千七百六十三万円としたものです。

この補正の主な内容は、歳入については、まちづくり交付金、市有地売却収入、土地開発基金繰入金及び市債の増額分等を計上し、歳出については、郊外型駐車場整備、市民要望の多い道路等の整備・改良及び普通財産購入に伴う増額分等を計上したものです。併せて、起債限度額の確定等に伴い、地方債の追加及び変更をしたものです。

▽平成十八年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）  
― 原案可決 ―

歳入歳出予算の総額にそれぞれ十一億四千三百七十一万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百七十九億九千二百一十一万円としたものです。

この補正の主な内容は、平成十八年十月から実施される保険財政共同安定化事業に係る所要額等を計上したものです。

▽平成十八年度川越市老人保健医療事業特別会計補正予算（第一号）  
― 原案可決 ―

歳入歳出予算の総額にそれぞれ四千八百四十三万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百四億二千七百九十六万六千円としたものです。



整備される市道0071号線（小ヶ谷地内）

- ▽第十一（九月十一日）通告順により一般質問を実施。
- ▽第十二（九月十二日）通告順により一般質問を実施。
- ▽第十三（九月十三日）通告順により一般質問を実施。
- ▽第十四（九月十四日）通告順により一般質問を実施。
- ▽第十五（九月十五日）通告順により一般質問を実施。
- ▽第十六（九月十六日）から第十八（九月十八日）まで本会議休会。
- ▽第十九（九月十九日）本会議休会。四常任委員会開催。
- ▽第二十（九月二十日）本会議休会。厚生常任委員会開催。
- ▽第二十一（九月二十一日）本会議休会。平成十七年度決算特別委員会及び厚生常任委員会開催。
- ▽第二十二（九月二十二日）から第二十四（九月二十四日）まで本会議休会。
- ▽第二十五（九月二十五日）最終日。各委員長より付託された案件の審査の経過と結果について報告が行われ、審議の結果、請願二件を採択、議案三十三件のうち平成十七年度決算十三件を継続審査、二十件を原案可決。次に議員提案による決議一件を原案可決した後、「市職員の公金横領事件の解明等に関する調査特別委員会」を設置し、同特別委員会の委員の選任を行い、

この補正の主な内容は、老人医療給付費負担金の平成十七年度超過交付額の返還に係る所要額を計上したものです。

▽平成十八年度川越市介護保険  
事業特別会計補正予算（第一号）

― 原案可決 ―

歳入歳出予算の総額にそれぞれ六千八百五十万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ百四億二千四百五十万三千円としたものです。

この補正の主な内容は、介護給付費国県負担金の平成十七年度超過交付額の返還に係る所要額を計上したものです。

▽平成十八年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第一号）

― 原案可決 ―

資本的収入及び資本的支出にそれぞれ二千九百七十万円を追加し、公共下水道事業会計予算の総額を八十六億八千七十二万六千円としたものです。

この補正の内容は、下水道高金利対策借換債の借入れに伴う補正です。

下水道事業の  
欠損金を処理

▽川越市公共下水道事業の欠  
損金の処理について

― 原案可決 ―

川越市滝ノ下終末処理場の埼玉県への譲渡に伴い生じた欠損

金を地方公営企業法施行令第二十四条の第三項ただし書の規定により処理したものです。  
なお、この処理は帳簿上の処理であり、新たな現金等の支出を伴うものではありません。

平成17年度決算  
特別委員会を設置

今定例会に提案された、平成十七年度川越市一般会計歳入歳出決算認定についてなど十一決、平成十七年度川越市下水道事業会計決算認定について及び、平成十七年度川越市公共下水道事業会計決算認定については、第五日（九月五日）に平成十七年度決算特別委員会を設置し、その審査を付託しました。

第二十一日（九月二十一日）に同特別委員会が開催され、正・副委員長との互選後、審査が行われました。

最終日（九月二十五日）に審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、「継続審査」とすることに決定いたしました。

なお、同特別委員会の構成は次のとおりです。

※ ※ ※

|      |        |
|------|--------|
| 委員長  | 江田 肇   |
| 副委員長 | 山口 智也  |
| 委員   | 山本 綾子  |
| 委員   | 高橋 剛   |
| 委員   | 小野澤 康弘 |
| 委員   | 佐藤 恵士  |
| 委員   | 大河内 銜  |
| 委員   | 高橋 康博  |
| 委員   | 中原 秀久  |
| 委員   | 中村 孝治  |

議員提案による  
意見書二件を可決

今定例会第二十五日（九月二十五日）に、議員提案による意見書二件を原案可決し、関係機関に送付しました。

公契約における適正な労働条件の  
確保を求める意見書  
― 原案可決 ―

建設業は、日本の基幹産業として、今日まで経済の発展と雇用機会を確保するために大きな役割を担ってきた。

しかし、建設業における重層下請構造の中で、建設労働者の

賃金体系は今なお確立されていない。さらに、公共工事の減少によって施工単価や労務費は下がり続け、建設労働者の生活はきわめて厳しいものとなっている。

現在、国においては「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行されているが、その成立において「建設労働者の賃金・労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」との附帯決議が参議院で付されている。

また、諸外国においては、公共工事に関わる賃金の確保等を定める「公契約法」の制定が進んでいる。

建設業を健全に発展させ、雇用の安定や技能労働者の育成を図るためには、公共工事における新たなルールが必要である。よって、政府は建設労働者の適正な労働条件と公共工事の品質を確保するために、左記事項を早期に実施されるよう強く要望する。

記

一、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議事項の実効ある施策を行うこと。

二、公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を進めること。

との内容で、川越市議会名をもって、内閣総理大臣、総務大

臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長あて提出するよう提出者三上喜久蔵議員、賛成者山口 肇議員ほか八名の議員より提案された。

ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書

― 原案可決 ―

一分一秒を争う救急医療の“切り札”としてドクターヘリの全国配備が強く望まれている。特に近年、医師の偏在や不足が重大化しつつある中で、患者がどこにいても短時間内に治療や搬送を行うドクターヘリの配備の必要性は高まっている。

日本の現状はドクターヘリが広く普及している欧米諸国と比べると大きな格差があり、例えば、一九七〇年に世界に先駆けてドクターヘリを導入したドイツでは、その後二十年间で交通事故による死者数を約三分の一にまで劇的に減少させた。また、山岳地帯が多いスイスでは、国内どこへでも概ね十五分以内に医師を乗せたヘリを現場に派遣して、治療行為を開始できる体制をとっている。

しかし、日本では平成十三年度からドクターヘリ導入促進事業がスタートしたが、現在、岡山、静岡（二機）千葉、愛知、福岡、神奈川、和歌山、北海道、

付議されている調査を継続調査と決定。続いて追加提出された同意一件を同意。引き続き議員提案による意見書二件を原案可決した後、議員派遣を決定し閉会。

長野の九道県十機の運行にとどまっており、導入が進まない要因の一つは、運営主体となる都道府県や病院の過重な財政負担であることが指摘されている。よって政府においては、救急救命に大きな効果を上げるドクターヘリの全国配備を推進するために、財政基盤の確立を含めて体制整備に必要な措置を図る新法の制定を強く求める。

一、国と都道府県の責務を明記すること。  
二、国が整備に必要な経費を補助すること。  
三、運行費を支給するなど財政安定化を図ること。

との内容で、川越市議会名をもって、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長あて提出するよう提出者川口知子議員、賛成者山口 肇議員ほか八名の議員により提案された。

地域振興ふれあい拠点施設  
建設にかかわる川越駅西口  
周辺整備対策特別委員会

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会は、去る六月二日開会の市議会第三回定例会閉会後、継続審査となっていた付議事件について、八月二十一日に審査いたしました。

今定例会第一日（九月一日）に、その審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、「継続審査」とすることに決定いたしました。

市政に関する一般質問

今定例会では、六日間にわたり二十三名の議員から一般質問が行われました。発言者及び質問事項は次のとおりです。

- ※ ※ ※
- 大河内 衝 議員  
一、新清掃センターについて  
小林 薫 議員  
一、健康長寿奨励金について  
二、夏休みラジオ体操について  
中原 秀 久 議員  
一、改正中心市街地活性化法と基本計画策定について  
二、市職員の公金横領に対する市の対応について  
倉 嶋 美恵子 議員  
一、新清掃センターに関する課題について  
(1)ごみ処理方法について  
(2)産業廃棄物処理について
- (3)その他  
二、観光の発展について  
片 野 広 隆 議員  
一、市民と職員等の厚生施設の充実について  
二、市の少子化対策・子育て支援への取り組み  
高 橋 康 博 議員  
一、川越市所有の土地・建物の有効利用について  
二、「防犯ステッカー」について  
菊 地 実 議員  
一、新清掃センター建設の取組みにについて  
二、県道川越・越生線の拡幅整備などについて  
三、市長等の職務と職責について  
三 上 喜久蔵 議員
- 一、伊佐沼の水質浄化と周辺整備について  
牛 窪 多喜男 議員  
一、障害者自立支援法の川越市民に及ぼす影響について  
二、南古谷小学校児童急増の諸問題について  
石 川 隆 二 議員  
一、川越市コールセンターの開設  
二、二期期制について  
大 野 慶 治 議員  
一、美術館と博物館について  
二、民間委託の事務事業について  
松 井 釜太郎 議員  
一、新清掃センター建設に伴う余熱利用施設の進捗状況及び今後の予定について  
二、都市計画法三四条八号の三の開発行為について  
三、市民要望に対する職員の対応の仕方について  
山 口 智 也 議員  
一、新河岸川、不老川、久保川の整備状況について  
二、国道十六号「鶴頭坂」交差点改良に関わる市の取組について  
三、観光客の誘致と観光資源の活用について  
山 本 綾 子 議員  
一、新清掃センターについて  
二、公民館の諸課題について  
松 岡 秀 仁 議員  
一、いわゆる「心の病」について  
小野澤 康 弘 議員
- 一、いわゆる自治体破綻法制について  
川 口 知 子 議員  
一、十月から本格的にはじまる障害者自立支援法の諸問題について  
二、子育てと仕事の両立を支援する施策について  
(1)病児、病後児保育について  
(2)土曜日の一日保育について  
佐 藤 恵 士 議員  
一、市民のくらしと健康を守るために  
(1)住民税増税などの影響について  
(2)高齢者の医療費負担について  
(3)その他  
二、市の請負契約について  
(1)地元業者優先について  
(2)公契約について  
三、地震、水害に備えた地域防災計画について  
高 橋 剛 議員  
一、高齢者虐待防止の対応について  
二、入間川河川敷の利活用について  
中 村 孝 治 議員  
一、市民の健康と福祉を守るために  
(1)市立診療所について  
(2)健康増進施策について  
(3)その他  
二、業務核都市のその後のとりくみについて  
清 水 京 子 議員  
一、在宅子育て支援について

二、所得格差社会の解消について

小ノ澤 哲 也 議員  
一、アダプト・プログラムと環境教育について

江 田 俊 雄 議員  
一、シャトルバス一部廃止に伴う対策について

公平委員会委員

次の方を選任することに同意いたしました。  
(敬称略)

川越市大手町六番地十一  
石 井 一

厚生常任委員会  
正・副委員長交代

今定例会第十九日（九月十九日）に開催された厚生常任委員会において、関口勇副委員長から副委員長の辞任願が提出され、この辞任を許可した後、副委員長を互選した結果、稲浦敏雄委員が副委員長に当選されました。

また、同委員会の三日目（九月二十一日）において、新井金作委員長から委員長の辞任願が提出され、この辞任を許可した後、委員長を互選した結果、菊地実委員が委員長に当選されました。

請 願 の 審 査 結 果

| 請願番号      | 件 名                                       | 提 出 者                             | 付 託 委員会 | 結果 |
|-----------|-------------------------------------------|-----------------------------------|---------|----|
| 請 願 第 2 号 | 公契約における適正な労働条件の確保を求める意見書の提出についての請願書       | 建設埼玉川越地区本部<br>執行委員長<br>佐 野 鎌 次    | 厚 生     | 採択 |
| 請 願 第 3 号 | 公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保等に関する意見書提出についての請願書 | 埼玉土建一般労働組合<br>川越支部<br>支部長 渡 部 吉 巳 | 厚 生     | 採択 |

請願の提出方法は次のページに掲載してあります。



# 請 願 を 提 出 さ れ る 方 へ

市政等について意見や要望のある方は、請願書を市議会に提出することができます。

市議会に提出された請願書は、定例会（三月、六月、九月、十二月の年四回）会期中に開催される所管の常任委員会で審査され、その後本会議で採択か不採択かの結論を出します。その結果については、請願者（代表者）に通知します。また、採択された請願書については、市長など関係機関に送付されます。

議会の審議に際して、請願者（代表者）の住所、氏名、団体名等が記載された請願文書表を作成し、議員等に配布するほか、一般にも公開され、会議録にも掲載されます。

## 提出について

一、件名及び請願の趣旨を書いてください。

内容が福祉、教育、土木など多種類にわたる場合は、審査の都合上、別々の請願書として提出してください。

二、提出年月日、請願者の住所（法人の場合はその所在地及び名称）を記載し、請願者（法人の場合は代表者）が署名または記名してください。

また、請願者が多数の場合は、請願代表者を定め、ほか〇名とし、署名簿をつ

けてください。

なお、氏名が記名（ゴム印やワープロ等）の場合は、押印が必要となりますので注意してください。

三、請願書は一人以上の紹介議員（川越市議会議員）の

署名または記名・押印が必要です。

請願書を提出する前に全ての党派等に対し、その旨の説明をお願いします。

四、請願の参考として、必要により意見書の案文や図面

等を添付してください。

五、請願書はいつでも受け付けていますが、本市議会では定例会開会后、議案質疑の最終日（おおむね四日前後）までに提出されたものをその定例会で審議します。

それ以降提出されたものについては、次の定例会で審議します。  
なお、提出される用紙のサイズは、事務処理上なるべくA4判でお願いいたします。

## 《請願文書書式例》

表 紙（表）

請 願 書

表 紙（裏）

紹介議員

〇〇〇〇  
〇〇〇〇  
〇〇〇〇

## 《縦書き右綴じA4判》

内 容

件名（内容を端的に表すもの）  
趣旨（請願の内容及び理由）

平成 年 月 日（提出年月日）  
請願者（代表者）住所 氏名  
川越市議会議長 〇〇〇〇 様

ほか  
名

署 名 簿

住所

氏名



## 市議会を傍聴してみませんか

- 市議会には、年に四回開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会とがあります。本会議の傍聴を希望される方は、七階の傍聴受付で、住所・氏名を傍聴申込書にご記入いただくだけで傍聴することができます。（小さなお子様連れでも可）
- 市政を直接知っていただくよい機会ですので、ぜひ傍聴においでください。車椅子の方のお席もご用意しております。なお、音声が届き取りにくい方には、ヘッドホンもごさいます。
- 傍聴にいらした方の控室として、市役所七階第一委員会室を用意してありますので、こちらもご利用ください。
- 傍聴される際は、次のことを守っていただくようお願いいたします。
- 〔傍聴人の守るべき事項〕
    - 傍聴人は、議場に入ることはできません。
    - 傍聴席では、次の事項を必ず守ってください。
      - 議場での言論に対しては、拍手その他の方法によって公然と可否を表明しないこと。
      - 大声で話をするなど、騒ぎ立てないこと。
      - はち巻、腕章の類を着用し、又は張り紙、旗の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
    - 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。
    - 飲食又は喫煙をしないこと。
    - みだりに席を離れないこと。
    - 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
    - その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
    - 議長の特可を得た者以外は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
    - 携帯電話の電源を切ること。
    - 秘密会の議決があったとき、又は議長が命じたときは、速やかに退場してください。
  - 傍聴人は、すべて係員の指示に従ってください。
  - 傍聴券は退場するとき返還してください。
- また、委員会の傍聴は許可制となっておりますので、市役所六階議会事務局で住所・氏名を傍聴人受付簿にご記入いただいた後、職員の指示に従っていただくようお願いいたします。
- 本会議、委員会の開催日程は川越市議会のホームページに掲載されておりますので、ご覧ください。

## 市議会からのお願い

公職選挙法により議員の寄附行為は禁止されておりますので、市民の皆様方のご理解、御協力の程をよろしくお願い致します。

### みんなで守ろう「三ない運動」

政治家は有権者に寄附を贈らない！ 有権者は政治家に寄附を求めない！ 政治家から有権者への寄附は受け取らない！

- 政治家の寄附の禁止**

政治家（候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者）が選挙区内の方に寄附をすることは、いかなる名義であっても禁止されています。また、政治家以外の方（家族や知人など）が、政治家の義理の寄附をすることも禁止されます。ただし、以下の場合は禁止される寄附から除かれます。

  - 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
  - 当該政治家の義理に対してする場合
  - 政治献金等に関する必要やを得ない「実費の償還」としてする場合（ただし、食事や食料の提供は禁止）なお、禁止される寄附であっても以下の場合は、使用はできません。
  - 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
  - 政治家本人が自ら出席する葬式や法要における香典※ ①②の場合であっても、選挙に際してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。
- 寄附の勧誘・要求の禁止**

政治家に対して、寄附を出すよう勧誘や要求することは禁止されています。
- 後援団体の寄附の禁止**

後援団体（いわゆる後援会など）が選挙区内の方に寄附をすることは、いかなる名義であっても禁止されています。ただし、以下の場合は禁止される寄附から除かれます。

  - 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
  - 当該政治家に対して寄附をする場合
  - 設立目的により行う行事又は事業に際してする場合（花輪、香典、祝儀などとしてされるものや、選挙前の一定期間とされるものは禁止されます。）
- あいさつ状の禁止**

政治家は、選挙区内にある者に対し、茶礼のための書簡によるものを除き、年賀状、暑中見舞いなどの時候のあいさつ状（電報なども含みます。）を出すことは禁止されています。
- 有料広告の禁止**

政治家や後援者が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料広告を出すことは禁止されています。なお、政治家や後援者に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めたことも禁止されています。

埼玉県選挙管理委員会・市区町村選挙管理委員会

### 明るい選挙を実現するための 寄附禁止のルール

どんなものが寄附禁止の対象になります！！

政治家の寄附は禁止 有権者が寄附を 求めることも禁止です。

こんなことも寄附禁止のルール違反になります！！

埼玉県選挙管理委員会・市区町村選挙管理委員会 作成

